



島根県報

平成30年4月13日（金）

第2,996号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による施術機関の指定	(")	2
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	(")	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	3
介護保険法の規定による介護老人保健施設の廃止の届出	(高 齢 者 福 祉 課)	4
介護保険法の規定による介護医療院の開設の許可	(")	4
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(農 村 整 備 課)	4
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	5
包括外部監査契約の締結	(監 査 委 員 事 務 局)	6

【公 告】

平成30年度毒物劇物取扱者試験の実施	(薬 事 衛 生 課)	6
基本測量の終了	(技 術 管 理 課)	7
公共測量の終了	(")	8

【特定調達公告】

江津地域拠点工業団地F G区画立木伐採（有価物売却）業務委託に係る一般競争入札の実施	(企 業 局 経 営 課)	8
島根県立中央病院における生理検査システム調達に係る一般競争入札の実施	(病 院 局)	11
島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおける灯油の購入に係る一般競争入札の落札者等	(")	13

【選管告示】

政治資金規正法の規定に基づく寄附を受け、又は支出をすることができない団体		14
--------------------------------------	--	----

【正 誤】

平成28年12月16日付け島根県報第2,862号中	(中 小 企 業 課)	14
平成29年12月15日付け島根県報第2,964号中	(")	15

告 示**島根県告示第278号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年4月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ナースステーション 心の里 はるにれ	浜田市三隅町西河内488番1地	平成30年3月19日
みと薬局	益田市美都町都茂1813-4	平成30年2月5日
フリーダムプラス薬局	安来市広瀬町広瀬1950-1	平成30年4月1日

島根県告示第279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年4月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
近藤 尚良	あすなる整骨院	柔道整復	大田市長久町長久口267-2	平成30年3月20日
田久和 義隆	五器屋堂鍼灸整骨院	柔道整復	松江市古志原1-9-25	平成30年3月30日
田久和 義隆	五器屋堂鍼灸整骨院	はり・きゅう	松江市古志原1-9-25	平成30年3月30日
田久和 義隆	五器屋堂鍼灸整骨院	あん摩マッサージ	松江市古志原1-9-25	平成30年3月30日

島根県告示第280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年4月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
出雲看護サービスセンター	出雲市塩冶町1287-10	出雲市今市町新町827-21	平成30年3月10日

島根県告示第281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年4月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
池田クリニック	松江市上乃木十丁目3-2	平成30年3月28日
安来市医師会病院	安来市伯太町安田1700番地	平成30年2月28日
フリーダム古志薬局津田店	松江市西津田三丁目6-9	平成30年3月31日
フリーダム古志薬局湖北店	松江市岡本町1099-1	平成30年3月31日
フリーダム古志薬局 古志原店	松江市古志原三丁目5-41	平成30年3月31日
フリーダム古志薬局 桧山店	松江市西津田五丁目22番33号	平成30年3月31日
フリーダム古志薬局大庭店	松江市大庭町1805-1	平成30年3月31日
フリーダムプラス薬局	安来市広瀬町広瀬1950-1	平成30年3月31日
さくら薬局	雲南市大東町飯田250番地1	平成30年3月22日
みと薬局	益田市美都町都茂1815	平成30年2月4日

島根県告示第282号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年4月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
池田 芳明	松江市上乃木十丁目3-2	居宅療養管理指導	池田クリニック	松江市上乃木十丁目3-2	平成30年3月28日
池田 芳明	松江市上乃木十丁目3-2	訪問看護	池田クリニック	松江市上乃木十丁目3-2	平成30年3月28日
池田 芳明	松江市上乃木十丁目3-2	訪問リハビリテーション	池田クリニック	松江市上乃木十丁目3-2	平成30年3月28日
池田 芳明	松江市上乃木十丁目3-2	介護予防居宅療養管理指導	池田クリニック	松江市上乃木十丁目3-2	平成30年3月28日
池田 芳明	松江市上乃木十丁目3-2	介護予防訪問看護	池田クリニック	松江市上乃木十丁目3-2	平成30年3月28日
池田 芳明	松江市上乃木十丁目3-2	介護予防訪問リハビリテーション	池田クリニック	松江市上乃木十丁目3-2	平成30年3月28日
株式会社 筒井	雲南市大東町飯田250番地1	居宅療養管理指導	さくら薬局	雲南市大東町飯田250番地1	平成30年3月22日
株式会社 筒井	雲南市大東町飯田250番地1	介護予防居宅療養管理指導	さくら薬局	雲南市大東町飯田250番地1	平成30年3月22日
有限会社 古志薬局	松江市西津田三丁目6番9号	居宅療養管理指導	フリーダム古志薬局 大庭店	松江市大庭町1805-1	平成30年3月31日
有限会社 古志薬局	松江市西津田三丁目6番9号	介護予防居宅療養管理指導	フリーダム古志薬局 大庭店	松江市大庭町1805-1	平成30年3月31日

有限会社 古志薬局	松江市西津田三丁目6番9号	居宅療養管理指導	フリーダム古志薬局 古志原店	松江市古志原三丁目5-41	平成30年3月31日
有限会社 古志薬局	松江市西津田三丁目6番9号	介護予防居宅療養管理指導	フリーダム古志薬局 古志原店	松江市古志原三丁目5-41	平成30年3月31日
有限会社 古志薬局	松江市西津田三丁目6番9号	居宅療養管理指導	フリーダム古志薬局 津田店	松江市西津田町3-6-9	平成30年3月31日
有限会社 古志薬局	松江市西津田三丁目6番9号	介護予防居宅療養管理指導	フリーダム古志薬局 津田店	松江市西津田町3-6-9	平成30年3月31日

島根県告示第283号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の廃止の届出があったので、同法第104条の2第2号の規定により告示する。

平成30年4月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	廃止年月日
社会医療法人昌林会	介護老人保健施設	介護療養型老人保健施設昌寿苑	安来市安来町899番地1	平成30年3月31日

島根県告示第284号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設の許可をしたので、同法第114条の7第1号の規定により告示する。

平成30年4月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	許可年月日
社会医療法人昌林会	介護医療院	介護医療院昌寿苑	安来市安来町899番地1	平成30年4月1日

島根県告示第285号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年4月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

揖屋干拓地土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

久保田耕司 松江市北田町132-6

松本 馨 松江市東津田町718

諏訪 成治 松江市山代町717

石原 安夫 松江市東出雲町揖屋76-2

渡部 亘 松江市矢田町484-16

古藤 栄 松江市大海崎町339
森本 明弘 松江市東出雲町須田508-14
橘 俊成 松江市八束町入江265

監事

錦織 吉正 松江市東出雲町出雲郷1704
桑谷 充男 松江市鹿島町上講武660
矢野雄一郎 松江市東津田町1337

2 就任年月日

平成30年 3 月26日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

久保田耕司 松江市北田町132- 6
松本 馨 松江市東津田町718
門脇 篤郎 松江市八束町亀尻361
野津 一 松江市福富町117
渡部 亘 松江市矢田町484-16
森本 明弘 松江市東出雲町須田511- 4
石原 安夫 松江市東出雲町揖屋76- 2
諏訪 成治 松江市山代町717

監事

錦織 吉正 松江市東出雲町出雲郷1704
松本 滝美 松江市古志原二丁目 2-50
安部 充 松江市八束町二子898

島根県告示第286号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 4 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市三隅町河内1474- 1、1474- 2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

三隅町河内1474- 1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第287号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により平成30年度に係る包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第6項の規定により告示する。

平成30年 4 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成30年 4 月 1 日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約書で定める基本費用の額、契約書で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに契約書で定めるところにより算定した消費税及び地方消費税を合算した金額とし、15,540千円を上限とする。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

利弘 健 松江市西法吉町 9 番34号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出があった後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

公

告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成30年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。

平成30年 4 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成30年 8 月 9 日（木）午前 9 時30分から午後 0 時30分まで

2 試験場所

松江会場 松江市東津田町1741番地 1 松江合同庁舎 講堂（2階）

浜田会場 浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎 大会議室（2階）

3 試験の種類

(1) 一般毒物劇物取扱者試験

(2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験

(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取

扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法（記述式による。）

5 受験願書の請求先

(1) 島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-8501 松江市殿町1番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「毒劇願書請求」と朱書し、82円に相当する額の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（定形郵便物として取り扱われるものに限る。）を同封すること。

(2) (1)による場合のほか、最寄りの保健所でも交付する。また、島根県ホームページから印刷することによっても入手することができる。

6 受験願書の受付期間

平成30年5月7日（月）から同月25日（金）まで

なお、郵送の場合は、簡易書留によること。5月25日までの日付の消印があるものを有効とする。

7 受験願書の提出先

島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

8 提出書類

(1) 受験願書（毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）第1号様式によること。）1通

(2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載した受験票（毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）第3号様式によること。）1通

9 受験手数料

10,500円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の正本に貼り納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができる。この場合、証書の受取人欄には、記載しないこと。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

10 合格者の発表

平成30年9月14日（金）に島根県庁前の掲示板及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

11 その他

(1) この試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-5259）にすること。

(2) 障がいのある者等で受験時の支援を希望する場合は、相談に応ずるので、受験願書提出時に申し出ること。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成30年3月31日に終了した旨国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年4月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（湖沼調査）

2 作業期間

平成29年 5 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

3 作業地域

宍道湖

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成30年3月16日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年 4 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

2 作業期間

平成29年12月26日から平成30年 3 月16日まで

3 作業地域

益田市高津四丁目

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成30年 4 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 調達内容

(1) 委託業務名及び数量

江津地域拠点工業団地F G区画立木伐採（有価物売却）業務委託 一式

(2) 委託場所

島根県江津市松川町上河戸、江津市後地町地内

(3) 業務概要

江津地域拠点工業団地F G区画内の55,300㎡に存する立木の伐採、搬出及び有価物売却

(4) 委託期間

契約締結の日の翌日から150日間

2 入札参加資格

- (1) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条により、都道府県知事から認定を受け、入札書の提出期限までにその認定書の写しを企業局経営課に提出できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 島根県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- (5) 公告日から入札書提出日までの間に、島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止を受けていない者であること。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (8) 暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成30年4月16日（月）から同年5月25日（金）午後5時までに、郵送により、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び所定の書類を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。書類の郵送に当たっては、郵便書留等の配達記録が残るもの（以下「郵送等」という。）を利用すること。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 入札説明書等の交付等

(1) 交付期間及び交付場所

公告日から開札日以降30日間島根県ホームページの入札情報に掲載する。

島根県ホームページの入札情報URL：http://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/

(2) 入札説明書等に関する質問

ア 質問の提出方法

入札説明書等に関する質問のある者は、入札等質疑書をファクシミリにより提出するものとする。ファクシミリを送信した後は、着信確認をすること。

イ 提出期限

平成30年6月4日（月）午後4時まで

ウ 提出先の担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県企業局経営課 経営企画スタッフ 電話0852-22-6644 ファクシミリ0852-22-5679

エ 回答

平成30年6月8日（金）までに、(1)の島根県ホームページの入札情報に掲載する。

5 入札方法等

(1) 入札書の提出方法

島根県建設工事郵便入札執行要領第5条に規定する提出方法とする。

(2) 提出日

平成30年6月14日（木）を配達日として指定し、当日の午後5時までに提出すること。

(3) 提出先の担当部局

4(2)ウの担当部局とする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の辞退

- (1) 入札参加資格確認の申請者の入札辞退は、郵送による入札書提出日までは、いつでも入札を辞退することを認めるものとする。ただし、入札書を提出した後は、辞退できない。
- (2) 入札辞退者は、入札辞退の理由を明記した入札辞退届を開札時まで、4(2)ウの担当部局に持参又は郵送等により提出すること。
- (3) 入札辞退届を提出せずに辞退した場合、あるいは辞退の理由が不適切な場合は、不誠実な行為として指名停止の措置を行う場合がある。

7 開札等に関する事項

開札は次の日時及び場所で行い、落札結果はファクシミリにより入札者に通知するとともに、入札（落札）結果は島根県ホームページの入札情報に掲載する。

ア 日時 平成30年6月15日（金） 午後1時30分

イ 場所 島根県松江市殿町8番地 島根県企業局会議室

8 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要する。
- (6) 落札者の決定方法
島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 不当介入への対応
入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県企業局経営課に報告するとともに警察に通報すること。
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (8) 問合せ先
4(2)ウの担当部局とする。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and Quantity : Felling of standing tree (5.53 hectares) inside Gotsu Industrial Park F and G division
- (2) Date and time of tender : 5 : 00 P.M. June 14, 2018 by Delivery Date—specified Mail
- (3) Supervising Office (Contract) : Management Division Bureau of Public Enterprise Shimane Prefectural

Government 8 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken 690-8501, JAPAN

Tel 0852-22-6644

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成30年 4 月13日

島根県立中央病院 病院長 小阪 真二

1 入札の概要

(1) 調達案件

生理検査システム 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 機器納入期限

平成30年 9 月21日

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目 1 番地 1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4 機械器具類」、中分類「(1) 医療機器」に登録された者であること。

(4) (3)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。

(7) 本公告に示した調達案件を納入することができることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目 1 番地 1

島根県立中央病院事務局経営部業務課

電話0853-30-6430 F A X 0853-21-2975

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成30年4月13日から同年5月15日までの間（開庁日を除く。）、(1)の場所において交付する（交付時間は、午前9時から午後5時までとする。）。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで電話連絡の上、FAXで申し込むこと。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

平成30年5月17日（木）午後5時まで

イ 提出方法

持参又は郵送

ウ 提出場所

(1)の問合せ先

(5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出期限

平成30年5月23日（水）午前10時30分まで

イ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、5月22日（火）午後5時までに到着していること。

ウ 提出場所

平成30年5月22日（火）午後5時までは(1)の問合せ先とし、それ以降は(6)イの場所とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年5月23日（水）午前10時30分

イ 場所

島根県立中央病院 3階 会議室1

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（島根県立中央病院）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased : Pysiological function testing system, 1 set

(2) Desired Date of Delivery : September 21 2018

(3) Place of Delivery :

Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan

(4) Bid Tendering Date and Time :

10:30 A.M. May 23 2018 (Bids by Post must be received by 5:00 P.M. on May 22 2018)

(5) Information regarding Tender :

Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan

Tel 0853-30-6430

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年4月13日

島根県病院事業管理者 中川正久

1 物品名、規格及び予定数量

灯油 J I S 1号 636キロリットル

内訳 島根県立中央病院 220キロリットル

島根県立こころの医療センター 416キロリットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部施設管理課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

平成30年3月27日

4 落札者の氏名及び住所

朝日エナジー有限会社 代表取締役 白石 邦宏 愛媛県今治市古谷甲548番地1

5 落札金額

灯油 1 キロリットル当たり 63,100円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成30年 2 月 9 日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第6号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成30年4月3日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年 4 月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
佐々木雅秀とまちづくりを語る 会	稲葉 修三	戸田 栄一	隠岐郡隠岐の島町中村1541-3
松本正人後援会	橋本 升治	石川 健市	益田市梅月町233
宮田秀行後援会	宮田 秀行	宮田 紫環	邑智郡邑南町中野3624-7
森脇賢後援会	森脇 賢	森脇 よし子	松江市上乃木 6-11-39

正

誤

平成28年12月16日付け島根県報第2,862号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
6	上から16	(株) アニー 佐々木 留美 ヘアープランニング イチリン 斎藤 哲哉 (4) 変更の年月日 (3)ア：平成28年 6 月16日 (3)イ：平成28年 2 月 1 日ヘアープランニング イチリンが新店舗ヘアーカラーカフェ出店 平成28年 5 月31日株式会社はせがわが退店	島根県浜田市相生町1391-8 島根県浜田市牛市町 3 正 (株) アニー 佐々木 留美 (4) 変更の年月日 (3)ア：平成28年 6 月16日 (3)イ：平成28年 5 月31日株式会社はせがわが退店

平成29年12月15日付け島根県報第2,964号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行		
6	下から15	(株) アニー	誤 島根県浜田市相生町1391-8
		佐々木 留美	
		ヘアープランニング イチリン	島根県浜田市牛市町3
		斎藤 哲哉	
7	上から6	(株) アニー	正 島根県浜田市相生町1391-8
		佐々木 留美	
		ヘアープランニング イチリン	島根県浜田市牛市町3
		斎藤 哲哉	
		(株) アニー	正 島根県浜田市相生町1391-8
		佐々木 留美	